

来年 2020 年に、田野町は町制施行 100 周年を迎えます。

これまでの歩みを振り返り、次の 100 年に繋げていくために、

**町民の皆さんが考える提案事業を  
募集します。**



田野町町制 100 周年記念ロゴ 茂本ヒデキチ 作  
町花（ソメイヨシノ）町木（魚梁瀬杉）町鳥（メジロ）をモチーフとして制作しました。

田野町町制 100 周年記念事業実行委員会

田野町町制 100 周年記念事業実行委員会

令和元年度

# 田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金 募集要項



## 1. 田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金の目的

田野町町制 100 周年記念事業基本構想に基づき、町全体でこれまでの 100 年のあゆみを振り返りながら祝うとともに、次の 100 年につながる町を発展させるために、町民等が主体的に実施する PR やイベント等、地域活性や住民交流、次世代育成・伝承、田野町民の暮らしの向上等につながる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助します。

## 2. 補助の対象となる団体

町内を主な活動の範囲とする協議会、住民団体、自治会、企業等で次の要件をすべて満たす団体（以下（補助対象団体）という。）が対象です。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること。
- (3) 5人以上で構成され、構成員のうち3分の1以上が町内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (4) 田野町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 8 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 田野町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。

## 3. 補助の対象となる事業

町制 100 周年記念事業の目的に沿い、補助対象団体が自主的に取り組み、原則として新たに取り組む事業が対象です。継続事業の場合は、拡充部分が対象となります。

## 4. 対象となる事業期間

補助金の交付決定日から令和 2 年 3 月 25 日（水）までに完了する事業が対象です。

## 5. 対象とならない事業

国または地方公共団体が支出する他の補助金、助成金の交付を受けている同一事業は対象外とします。

## 6. 実施事業・補助率・補助金額

実施事業	補助率	補助金額
営利	1 / 2	上限 300,000 円 / 事業
非営利	定額	

## 7. 対象となる経費

補助対象経費	内 容
報償費	講師・専門家への謝礼等 ※補助対象団体の構成員に対するものは除く
旅費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、看板等の作成、印刷等の費用
燃料費	ガソリン費用
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等）、広告料、保険料
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の委託費用
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費（補助対象経費の4分の1を超えない範囲内に限る。）

## 8. 応募に必要な書類

- (1) 田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金交付申請書
- (2) 田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要書
- (5) 団体の定款または会則等、団体の運営に関する規定
- (6) 団体構成員名簿

## 9. 応募期間・応募書類提出先

- (1) 応募期間 令和元年 11 月 20 日（水）～令和 2 年 1 月 31 日（金）※必着
- (2) 提出先 田野町町制 100 周年記念事業実行委員会  
〒781-6410  
高知県安芸郡田野町 1828 番地 5（田野町役場総務課内）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

## 10. 審査方法、審査基準

- (1) 書類審査

田野町町制 100 周年記念事業実行委員会が審査基準に基づき、書類審査により審査します。

## (2) 審査基準

補助対象経費	評価の視点
事業目的の適格性	提案内容の目的が適正かどうか
事業内容の公益性	特定の人々の利用や参加ではなく多くの人々に有益なものか
事業の実現性	提案内容が、計画通りに実施できるか
事業の先駆性	町では取り組んでいない事業や発想が取り入れられているか。
事業の波及効果	町制 100 周年事業として地域課題の改善や地域が活性化する効果に期待できるか。
団体間の協働（加点）	複数の団体等が協働で事業を実施しているか。

### 1 1. 決定通知

- ・採択、不採択の決定は、文書によりお知らせします。
- ・採択に際して条件がつく場合があります。

### 1 2. 実績報告の提出・補助金交付

(1) 補助金を受けた団体は、事業の完了後下記の書類を提出してください。

- ・田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金実績報告書
- ・収支決算書
- ・補助対象の経費にかかる領収書（写）、契約書（写）、写真等の書類
- ・その他事業実績に必要な書類

(2) 提出書類等を審査して、補助金交付額を確定します。

※交付確定額は、交付決定額を上限とします。

(3) 補助金交付額確定後に田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金交付請求書を提出してください。

### 1 3. 交付金の返還

田野町町制 100 周年記念提案事業費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取消し、補助金を返還していただきます。

### 1 4. 情報公開

採択された事業は、町ホームページ等で必要に応じて告知するため、資料提供等をお願いする場合があります。

### 1 5. その他

申請に関する事前相談も受け付けますので、お気軽にお問合せください。